

「介護給付に関わる相談票」および「軽度者への福祉用具貸与例外給付に係る確認申請書」の取扱いについて

1 「介護給付に関わる相談票」の提出について

【サービス位置づけ前の検討事項】

- 事業所内での相談は行いましたか？（特に管理者への報告）
- 代替案は検討しましたか？（必要に応じて地域包括支援センターへ相談）
- 訪問介護**
- 介護保険以外のサービス（配食サービス・有償ボランティア等）が活用できない理由は明確ですか？
- 長期間の短期入所生活**
- 帰宅後の在宅生活へ影響が出る場合の対応を想定していますか？
- 他施設（老健・GH等）への入所の申し込みを行いましたか？

上記のような検討を実施した上で、サービスへ位置付ける場合、給付適正化の観点から可否を判断するため「本人や家族の状況」と「経緯及び検討結果」を給付相談票に記載し、サービス開始前に提出をお願いします。（更新時と同様）

<p>(1) 提出が必要な内容</p> <p>(①～③は総合事業訪問型サービスについても同様)</p>	<p>①同居家族がいる場合の生活援助について</p> <p>②一定回数以上の訪問介護(生活援助)を位置付ける場合</p> <p>③院内介助、散歩の介助について</p> <p>④居宅でモニタリングができない特段の事情について</p> <p>⑤有効期間の半分を超える短期入所の利用について</p> <p>※短期入所は在宅サービスであり、<u>利用期間を定めていない短期入所(施設入所待ち等)</u>は、サービスの目的に則していないため、計画への位置づけは認められません。</p> <p>また、<u>連続 30 日を超える利用日は介護給付の対象となりません。</u></p>
<p>(2) 添付書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス担当者会議録 ・ケアプラン ・④のみ:(短期入所の場合)施設での面接記録(サービス開始後) ・④⑤のみ:直近3ヶ月分のモニタリング記録、利用票
<p>(3) 提出時期・期限</p>	<p>原則、サービス開始前に提出してください。（提出の遅れにより、自費が発生する場合がありますのでご注意ください。）</p> <p>ただし、特段の事情により、サービス開始前の提出が困難な場合は、事前に必ず広域連合へ電話相談をしていただき、暫定プラン等の提出をお願いします。</p>
<p>(4) 給付対象となる有効期間</p>	<p>原則、<u>短期目標期間を考慮し給付の可否等を決定</u>します。広域連合から通知する「給付対象通知書」に記載の期間としますので、必ず通知を確認してください。（有効期間が短期目標期間と異なる場合がありますのでご注意ください。）</p>

(5)項目ごとの留意事項、提出の根拠

項目	留意事項	提出の根拠
<p>①同居家族がいる場合の生活援助について</p> <p>※同居家族には、二世帯住宅や同一敷地内別宅(離れ等)に居住している家族も含まれます。</p>	<p>原則、同居家族(要介護者の同居家族も含む)がいる場合は提出してください。(住民票上同一世帯であるかどうかは関係ありません。)</p> <p>家族構成を必ず記載し、同居家族も訪問介護を利用の場合は、居宅サービス計画書第3表(週間サービス計画表)にそれぞれ予定の記載をお願いします。</p>	<p>・同居家族の有無のみにより判断されるものではありませんが、適切なケアプランに基づき個々の利用者の状況に応じて、家族、親族、近所、友人、インフォーマルサービス等も検討した結果、介護保険サービスでの生活援助が妥当と判断した場合に限ります。[平成19年12月20日厚生労働省老健局振興課事務連絡]</p>
<p>②一定回数以上の訪問介護(生活援助)を位置付ける場合</p>	<p>・一定回数(基準第13条第18号の二により厚生労働大臣が定める回数)以上の訪問介護を位置付ける場合にその必要性を居宅介護サービス計画に記載すると共に、当該居宅サービス計画を市町村に届けなければならないとされています。</p> <p>・利用者の自立支援、重度化防止の観点から本人のできる事、手助けがあれば行える事等を把握し、有償サービスや地域資源の活用等も検討して下さい。</p>	<p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)第13条18号の2</p>
<p>③院内介助、散歩の介助について</p>	<p>・院内介助は基本的には、院内スタッフにより対応されるべきものとされていますが、適切なケアマネジメントを行ったうえで、院内スタッフ等による対応が難しく、利用者が介助を必要とする心身の状態である場合については、介護保険サービスとして利用できる場合があります。</p> <p>・散歩の介助については、自立支援、日常生活動作向上の観点から、安全を確保しつつ常時介助できる状態で行うものであって、利用者の自立支援に資するものとしてケアプランに位置付けられるような場合については、個々の利用者の状況等に応じ必要と認める場合において介護保険サービスとして利用できる場合があります。</p>	<p>訪問介護における院内介助の取り扱いについて(平成22年4月28日厚生労働省老健局振興課事務連絡)</p> <p>適切な訪問介護サービス等の提供について(平成21年7月24日厚生労働省老健局振興課事務連絡)</p>

<p>④居宅でモニタリングができない特段の事情について</p> <p>※利用者都合で居宅でのモニタリングができない場合は提出不要です。 (急な入院や、入居している高齢者住宅が面会謝絶状態である等)</p>	<p>・モニタリングは特段の事情が無い限り、少なくとも1カ月に1回は利用者の居宅で面接を行って結果を記録する事となっています。(モニタリングを実施しない又は記録しないことは運営基準減算に該当します。)</p> <p>・ケアプランに位置付けるサービスにより、居宅でのモニタリングが出来なくなる場合は、事前に相談票を提出してください。 (連続30日を超える短期入所の場合は、該当施設に訪問し面接を行い、そのモニタリング記録を広域連合に都度提出してください。)</p> <p>※利用者都合でモニタリングができない場合、その経緯について記録し、病院での面会や電話が可能であれば、聞き取り内容を記録してください。</p>	<p>北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年2月22日規則第3号)</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月29日老企第22号)</p>
<p>⑤有効期間の半数を超える短期入所の利用について</p> <p>※毎月14日以上利用している場合、有効期間の半数を超える可能性が高くなりますのでご注意ください。</p>	<p>・短期入所サービスは、利用者の自立した日常生活の維持の為に利用されるもので、在宅生活の維持につながるように十分留意しなければならないとされています。</p>	<p>北アルプス広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成30年2月22日規則第3号)</p> <p>指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について(平成11年7月28日老企第22号)</p>

★長期の短期入所が認められる主なケースは、以下の場合です。

- ①本人又は主介護者の急な体調不良により在宅生活が困難になり、入所を申し込む等の対応を行ったが、結果的に利用が長期化する場合
- ②主介護者が1月を超えて不在になることが明確な場合(入院等)
- ③退所時期に同居家族が感染症に感染し、帰宅後に利用者本人が濃厚接触者(または感染者)となる可能性が高いことから、他のサービス(通所介護や訪問介護)の利用を断られている場合
- ④短期入所施設内で感染症がまん延し、退所が延期になってしまう場合

※その他、北アルプス広域連合が必要と認めた場合

**必ず、短期入所サービスの
利用期間を定めてください。**

◇短期入所中の福祉用具貸与に関する留意事項◇

<p>短期入所施設への貸与品の持ち込みについて</p>	<p>短期入所施設内での福祉用具の費用は短期入所サービスの報酬に包括されているものであり、施設内で使用される福祉用具は短期入所施設が用意すべきものと考えられます。(特に長期継続利用の場合) ただし、適切なケアマネジメントの結果、生活を継続するには福祉用具が必ず必要であり、備えられている福祉用具の利用が本人の心身の状況から考えて困難と判断される場合に、居宅において貸与を受け利用していた福祉用具を持ち込んで使用する場合は、持ち込み可能な場合もあります。</p>	<p>指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成11年3月31日厚生省令第37条)第193条第124条</p>
<p>福祉用具貸与の算定について</p>	<p>短期入所サービス利用中でも福祉用具貸与の算定は認められています。 しかしこれは、短期入所サービス本来の利用形態を鑑み、短期入所サービス中の短い期間で一度返却し、退所後再度搬入する事が非常に不合理であるという事などから、認められているものです。その為、在宅での利用が無く、短期入所サービスの利用期間が継続して1月を超えるような長期利用の場合には、前述の理由には該当しない事から、福祉用具貸与の算定は認められませんのでご注意ください。</p>	<p>老企第36号平成12年3月1日第二通則(2)サービス種類相互の算定関係について</p>

2 軽度者における福祉用具貸与例外給付申請書の提出について

【サービス位置づけ前の検討事項】

- 事業所内での相談は行いましたか？（特に管理者への報告）
- 複数の福祉用具事業所に対して、費用（自費の場合含む）等の事前確認や相談を行いましたか？
- 居宅にて代替案の実地検証を行いましたか？
- 介護保険を適用しなければならない理由は明確ですか？

上記のような検討を行い、要支援 1、要支援 2 又は要介護 1 の者に係る指定（介護予防）福祉用具介護費〔平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知〕の算定可否の判断基準をもとに必要性を十分に考慮し、（要支援者については地域包括支援センターと連携し、）代替品、購入、自費レンタル等も検討した結果、介護保険での貸与が妥当と判断した場合、その経緯及び結果を申請書又は担当者会議録に記載して提出をお願いします。いずれも書面の内容で可否を判断する為、詳細に記載して提出をお願いします。（更新時も同様）

なお、給付決定通知書を受理した後で、福祉用具の追加・変更が生じた場合（機能の変更等）、身体状況や介護状況の変化があったと想定されますので、申請書の再提出が必要になります。

(1)提出が必要な内容	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす及び車いす付属品 ・特殊寝台及び特殊寝台付属品 ・床ずれ防止用具及び体位変換器 ・認知症老人徘徊探知機器 ・移動用リフト（つり具を除く） ・自動排泄処理装置（要介護3以下）
(2)添付書類	<p>①基本調査項目から判断した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> サービス担当者会議録 <input type="checkbox"/> 認定調査票の写し <p>②医学的所見に基づき判断した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> ケアプラン <input type="checkbox"/> サービス担当者会議録 <input type="checkbox"/> 医師の所見（主治医意見書・医療と介護の連携連絡票）

	<p>③日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められるもの及び生活環境において段差の解消が必要と認められるもの</p> <p>□ケアプラン</p> <p>□サービス担当者会議録(医師から情報を得て実施)</p> <p>□福祉用具サービス計画書</p> <p>※③については該当する基本調査結果が無い為、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員のほか軽度者の状態像について適切な助言が可能な者が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントにより指定居宅介護支援事業者または指定介護予防支援事業者が判断する。</p>
(3)提出時期・期限	<p>サービス開始前に提出をお願いします。</p> <p>ただし、末期がん等による、急な退院により早急な対応が必要な場合は、広域連合に電話連絡をお願いします。</p>
(4)給付対象(貸与)となる有効期間	<p>原則、認定有効期間に合わせて給付の可否等を決定しています。</p> <p>相談票提出後に、広域連合から通知する「給付対象通知書」に記載の期間といたしますので、必ず通知を確認してください。</p>
(5)留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連合ホームページ「軽度者への福祉用具貸与例外給付に係る確認申請書(記載例)」を参考に、それぞれの判断に基づいた書類の提出をお願いします。 ・車椅子付属品、特殊寝台付属品等は車椅子及び特殊寝台と一体的に使用する場合には限られており<u>付属品のみ</u>の貸与はできません。 ・「車いす及び車いす付属品」と「特殊寝台及び特殊寝台付属品」の申請書の提出の際は、<u>付属品ごとの理由</u>を記載してください。 ・<u>いずれも書面の内容で可否を判断するため詳細に記載して提出</u>をお願いします。

【1・2共通】

「給付対象通知書」に記載されている給付対象の有効期間内に、担当ケアマネジャー(又は包括支援センター職員)が変更となった場合や、サービス提供事業所(居宅介護支援事業所・地域包括支援センター含む)が変更となった場合については、サービス内容に変更が無ければ、変更後の担当者(担当事業所)からの、再提出は必要ありません。

ただし、管外からの転入に伴い、居宅介護支援事業所が変更になった場合は、当広域連合への提出が必要です。